

# 令和2年矢巾町議会定例会1月第2回会議議事日程

令和2年1月31日（金）  
午前10時 開 議

第1． 会議録署名議員の指名

第2． 会議期間の決定

第3． 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第4． 報告第2号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第5． 報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第6． 議案第1号 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について

第7． 議案第2号 矢巾町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の制定について

第8． 議案第3号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

# 議 案 目 次

令和2年矢巾町議会定例会1月第2回会議

1. 報告第1号           自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第2号           自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第3号           自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第1号           町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について
5. 議案第2号           矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
6. 議案第3号           令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）について

## 報告第1号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年 1月31日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 報告第2号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年 1月31日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 報告第3号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年 1月31日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 議案第1号

### 町道中央1号線道路改良その7工事請負契約の締結について

町道中央1号線道路改良その7工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 町道中央1号線道路改良その7工事                                |
| 2 | 工 事 場 所     | 矢巾町大字藤沢地内                                       |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 条件付一般競争入札による工事請負契約                              |
| 4 | 契 約 金 額     | 61,050,000円                                     |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字西徳田第6地割177番地<br>株式会社佐々木組<br>代表取締役社長 佐々木 和久 |

令和2年 1月31日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第2号

矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

令和2年 1月31日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤



務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）  
第15条に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項  
の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内で、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年に満たない場合にあつては、当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内で、その任期を更新することができる。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の前項の給料表の職務の級を、その者の専門的な知識経験又は、識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2に定める等級別基準職務表に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1の給料表の職務の級により難いときは、前2項の規定にかかわらず、町長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業

績手当として支給することができる。

- 5 第2項の規定による職務の級の決定、第3項の規定に基づく給料月額決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号。次項において「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条から第10条まで、第10条の4、第13条から第19条まで、第21条及び第21条の2の規定については、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	この条例	この条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年矢巾町条例第 号)
第18条第2項	100分の130	100分の170

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、一般職の任期付職員の採用等に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条から第4条までに規定する採用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項の次に次の1項を加える。

- 3 育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条の2第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)」を加える。

第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」に改める。

別表第1（第7条関係）

給料表（特定任期付職員）

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000

別表第2（第7条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務

## 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度矢巾町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,867千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,711,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 月 3 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,151,600	25,867	1,177,467
	2 基金繰入金	1,135,742	25,867	1,161,609
補正されなかった款項にかかる金額		11,534,119		11,534,119
歳入合計		12,685,719	25,867	12,711,586

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,381,282	0	2,381,282
	1 総務管理費	2,125,044	0	2,125,044
6 農林水産業費		746,152	248	746,400
	1 農業費	735,396	248	735,644
8 土木費		2,572,892	25,619	2,598,511
	2 道路橋梁費	1,266,567	25,619	1,292,186
補正されなかった款項にかかる金額		6,985,393		6,985,393
歳出合計		12,685,719	25,867	12,711,586

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,657,394		3,657,394
2 地 方 譲 与 税	164,771		164,771
3 利 子 割 交 付 金	4,758		4,758
4 配 当 割 交 付 金	6,657		6,657
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,170		6,170
6 地 方 消 費 税 交 付 金	579,102		579,102
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,276		15,276
8 環 境 性 能 割 交 付 金	6,383		6,383
9 地 方 特 例 交 付 金	87,467		87,467
10 地 方 交 付 税	1,802,881		1,802,881
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,317		4,317
12 分 担 金 及 び 負 担 金	75,305		75,305
13 使 用 料 及 び 手 数 料	76,145		76,145
14 国 庫 支 出 金	1,896,486		1,896,486
15 県 支 出 金	920,071		920,071
16 財 産 収 入	235,937		235,937
17 寄 附 金	433,512		433,512
18 繰 入 金	1,151,600	25,867	1,177,467
19 繰 越 金	481,181		481,181
20 諸 収 入	117,213		117,213
21 町 債	963,093		963,093
歳 入 合 計	12,685,719	25,867	12,711,586



歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議 会 費	138,487		138,487				
2 総 務 費	2,381,282		2,381,282				
3 民 生 費	3,731,216		3,731,216				
4 衛 生 費	830,326		830,326				
5 労 働 費	25,711		25,711				
6 農 林 水 産 業 費	746,152	248	746,400				248
7 商 工 費	91,687		91,687				
8 土 木 費	2,572,892	25,619	2,598,511				25,619
9 消 防 費	406,618		406,618				
10 教 育 費	898,737		898,737				
11 災 害 復 旧 費	6,260		6,260				
12 公 債 費	847,350		847,350				
13 諸 支 出 金	1		1				
14 予 備 費	9,000		9,000				
歳 出 合 計	12,685,719	25,867	12,711,586				25,867

歳

入



## 2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	986,104	25,867	1,011,971	1 財政調整基金繰入金	25,867	財政調整基金繰入金の増 25,867
計	1,135,742	25,867	1,161,609			



歳

出



3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
6企画費	668,954	0	668,954					12 役 務 費	500	◎企画事業 ○企画総務事業 通信運搬費 500 ふるさと納税運營業務委託料 △500
								13 委 託 料	△500	
計	2,125,044	0	2,125,044							

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3農業振興費	51,707	248	51,955				248	19 負担金、補助及び交付金	248	◎農業振興事業の増 248 ○有害鳥獣駆除事業の増 248 盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会負担金 248
計	735,396	248	735,644				248			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2道路維持費	301,990	25,619	327,609				25,619	11 需 用 費	3,619	◎除雪事業の増 25,619 ○除雪事業の増 25,619 消耗品費 3,619 除雪委託料 22,000
								13 委 託 料	22,000	
計	1,266,567	25,619	1,292,186				25,619			